

第1回千葉県子ども・子育て会議 会議録

平成26年7月9日（水）午後1時から
千葉県議会棟4階第6委員会室

司会 それでは、ただいまから第1回千葉県子ども・子育て会議を開会します。

本日の司会進行を担当します児童家庭課副課長の川崎と申します。よろしく願いいたします。

それでは、初めての会議ですので、ここで委員の皆様を御紹介申し上げます。

（出席委員の紹介）

（欠席委員の紹介）

司会 以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

なお、本日、鈴木委員と滝本委員におかれましては、御都合により途中で御退席されるということになっておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、開会に先立ちまして、千葉県健康福祉部長の中岡より一言御挨拶申し上げます。

健康福祉部長 こんにちは。健康福祉部長の中岡と申します。今回、御多忙の中、子ども・子育て会議の委員をお引き受けになっていただいたことに感謝申し上げたいと思います。

さて、御案内のとおり、24年8月に子ども・子育て支援法が公布され、来年4月からはこの法律に基づいた新たな支援制度がスタートすることになっております。この新たな子ども・子育て支援制度におきましては、まず市町村が幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての地域のニーズに対応した支援事業計画を作成して、県は、その市町村の計画を受けて支援計画を策定するというような形になっております。また、県の支援計画の中身においては、保育教諭などの確保やその質の向上、それと認定こども園の普及について基本的な考え方を定めるということも考えております。県といたしましては、地域の実情を踏まえつつ保護者や関係機関の方々、また、県民の御意見を十分に伺いながら千葉県の実情に合った支援計画を策定して参りたいと考えております。皆様方にはいろいろな立場から御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

司会 ありがとうございます。恐れ入りますが、中岡は所用により、

ここで退席させていただきます。

健康福祉部長 大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。

司会 続きまして、事務局である児童家庭課及び関係課の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

司会 県の行政組織条例の規定にございますが、本会議は半数以上の委員の皆様にご出席いただいておりますので、定足数に達している旨を御報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、会長及び副会長を選出したいと思えます。

千葉県行政組織条例第30条の規定によりまして、会長、副会長は委員の互選により定めるとなっておりますけれども、皆さん、まだ初対面ということもございますので、選出につきましては事務局案をお示しすることで進行させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

司会 では、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、私のほうから事務局案を申し上げます。

当会議の会長につきましては学識経験者である眞田範行委員、また、副会長には同じく学識経験者である鈴木みゆき委員を推薦したいと思えます。いかがでしょうか。

(異議なし、拍手)

司会 それでは、会長は眞田委員、副会長は鈴木委員にそれぞれ決定させていただきます。

恐れ入りますが、眞田委員、鈴木委員は会長席、副会長席に御移動をお願いします。

(会長席・副会長席に移動)

司会 それでは、眞田委員、鈴木委員、会長及び副会長から一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

会長 図らずも会長に指名されました眞田でございます。もとより浅学非才の身でございます。皆様のお力をかりまして、この会議において、未来を背負う子どもたちのために成果を収めたいと思えます。重ねて皆様の御協力をお願いする次第でございます。

副会長 副会長を務めさせていただきます鈴木みゆきです。国の動向の中で、千葉県の実情に合ったオリジナルのまた素敵な展開ができたらいいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会 ありがとうございます。

続きまして、当会議の議事及び運営に関する要領、部会の設置及び議事運営に関する要領、当会議及び部会の傍聴要領について定める必要がござ

います。これらの要領につきまして、千葉県行政組織条例第34条の規定により会長が定めることとされており、本日、事務局案を作成してございますので、説明させていただきます。

まず、お手元の資料アをごらんいただきたいと思います。千葉県子ども・子育て会議の議事及び運営に関する要領（案）でございますが、主な点といたしましては、まず第4条によりまして、必要な場合、実地調査が行えるとされています。それから、第6条によりまして、会議は原則として公開です。第8条でございますが、部会を置くことができることとなっております。

以上、主な点でございます。

続きまして、資料イ、千葉県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会設置及び議事運営に関する要領（案）でございますが、こちらは資料アの会議運営要領第8条の規定に基づきまして、本会議に幼保連携型認定こども園部会を設置しようとするものでございます。本部会では、第2条第2項によりまして幼保連携型認定こども園に関する基準を御検討いただくとともに、新制度発足以降の幼保連携型認定こども園の認可や事業停止命令、あるいは認可取り消しなどを行う場合、御意見を伺うというものでございます。また、第3条によりまして、部会員の御指名は会長にお願いすることとなっております。会議の公開につきましては、第9条により、幼保連携型認定こども園の基準を御検討いただく際は原則公開、認可等個別の事案について検討していただく場合は原則非公開となっております。

傍聴要領につきましては、当会議及び部会共通のものとして定めております。

事務局案は以上のおりでございますが、御意見、御質問等ございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、決定につきましては会長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局 では、そのようにさせていただきます。

会長 それでは、当会議の議事及び運営に関する要領、部会の設置及び議事運営に関する要領、当会議及び部会の傍聴要領については、事務局案のおり決定することといたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、会長より部会員の指名をお願いいたします。

会長 それでは、私から、千葉県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会の部会員を指名させていただきます。

本部会においては、幼児教育や保育についての専門的、あるいは実践的な知識が必要となりますことから、幼稚園教育団体から森島弘道委員、保

育事業団体から久保美和子委員、認定こども園団体から溜川良次委員、学識経験者から阿部和子委員、鈴木みゆき委員、それから会長である私、眞田の6名を部会員として指名したいと考えておりますが、皆様、お引き受けいただけますでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、部会の運営についても、皆様御協力いただきますようお願い申し上げます。

司会 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

当会議運営要領第2条第2項の規定によりまして、議長は会長が当たることとなっておりますので、眞田会長に議長をお願いいたします。

議長 議事の進行につきまして、重ねて皆様の御協力をお願いいたします。

議事に入る前に、本日は傍聴希望者がいますので、入室を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 特に異議なしということなので、傍聴人を入室させますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(傍聴人入室)

議長 皆様に事前に御了解をいただきたいのですが、傍聴者から冒頭で写真を撮りたいという御希望がございます。これについて、カメラとあわせて写真を撮ることについて、特に御異議はございませんか。

(異議なし、写真撮影)

それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を指名したいと思っております。遠藤委員と大倉委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

会議次第に沿いまして、まず制度の趣旨についてということでございます。事務局のほうから御説明をお願い申し上げます。

事務局 それでは、お手元の資料1をごらんください。子ども・子育て支援新制度の趣旨ということで説明をさせていただきます。なお、この資料1、横長の資料でございますが、あけていただきますと、右下のところに数字が振ってございます。それがページでございます。私のほうの説明は1ページから3ページを使いまして簡単に説明させていただきます。

まず、1ページ、2ページのところをお開きください。平成27年4月から本格実施を予定しております子ども・子育て支援新制度につきましては、自民党、公明党、民主党の社会保障と税の一体改革についての合意を踏まえまして平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度でございます。

子ども・子育て関連3法で1つには、新しく制定されました子ども・子育て支援法、また1つには、正式には就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と長いんですが、一般的には認定こども園法と呼ばれております。この認定こども園法の一部改正、また児童福祉法や私立学校法、教育職員免許法などの一部改正等関係法律の整備法の3つを指すものでございます。この新しい制度につきましては、国が消費税の引き上げによりまして確保する0.7兆円と、その他ということで確保していきます0.3兆円、合わせまして約1兆円を確保し、全ての子ども・子育て家庭を対象といたしまして、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質と量の拡充を図るとしているものでございます。子ども・子育て支援新制度につきましては、住民に最も身近である各市町村に設置する子ども・子育て会議の御意見を伺いながら、今年度末までに子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成27年度、来年度からその計画を実施していくこととなります。

3ページをごらんください。市町村子ども・子育て支援事業計画でございますけれども、市町村が幼児教育・保育、また、地域子ども・子育て支援事業として実施する放課後児童クラブなどについて、潜在的な部分を含めた利用希望のニーズを調査、把握の上、ニーズに対応する施設の整備や子育て支援事業を進めていくこととなります。この新しい制度における県の役割でございますけれども、事業の実施主体である市町村を重層的に支えることとされております。県は、今年度末までに千葉県子ども・子育て支援事業支援計画——県の計画は支援事業支援計画となります——を策定することが求められていることから、各市町村の計画内容を取りまとめるとともに、市町村計画の実施を支援するため、保育教諭などの人材の確保やその資質の向上、また、虐待防止を初めとする子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援策について、県の計画に盛り込むこととしていくところでございます。

また、県計画の策定に当たりましては、次世代の育成を支援するため、県が平成17年4月から取り組んできました千葉県次世代育成支援行動計画の実施状況などについて分析、評価を行うこととしております。この県の支援計画の策定に当たりまして、県では千葉県子ども・子育て会議を設置し、委員の皆様方に県計画の内容について御審議をいただくこととしたところでございます。委員の皆様におかれましては、千葉県子ども・子育て支援事業支援計画について、さまざまな視点から御意見を願いますのでございます。

次に、この新しい制度の主なポイントについて説明いたします。2ページの中ほど、主なポイントというところがございます。3つほどポイントが掲げてございますが、①といたしまして、施設型給付及び地域型保育給

付の創設でございますが、認定こども園、それから幼稚園、保育所に対する施設の運営に対する補助金等は、現在の制度においては別々になっております。新しい制度におきましては、これを施設型給付として一本化するとともに、定員が19人以下である小規模保育ですとか、いわゆる保育ママに対する給付として新たに地域型保育給付を創設するものでございます。

2つ目といたしましては、②認定こども園制度の改善でございますが、現行の認定こども園制度における幼保連携型認定こども園は、幼稚園部分等につきましては学校教育法に基づく認可を、また、保育所部分につきましては児童福祉法に基づく認可、つまりこども園について2つの認可の手続が必要であったものを、新たな幼保連携型認定こども園につきましては、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として認可を一本化するものでございます。これによりまして、現在はそれぞれの法体系に基づく指導監督、また財政措置が行われているものが、指導監督や財政措置につきましても一本化され、幼保連携型認定こども園の事務負担などが軽減されることとなります。

3つ目といたしまして、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実でございます。これは子育て家庭のニーズに合わせ、幼稚園、保育所などの施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や、相談、援助などを行う利用者支援事業ですとか、保護者が昼間家庭にいない小学生が放課後に小学校の余裕教室や児童館などで過ごす放課後児童クラブの充実など、地域子ども・子育て支援事業として13の事業を行うこととなっております。具体的な13の事業につきましては、11ページ、12ページに記載されておりますので、後ほどごらんください。この13の事業を行うことにより、地域の子育て支援の充実を図ることとしているものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。3ページ中段のやや下に⑦というところで子ども・子育て会議の設置という項目がございます。国に有識者、地方公共団体、事業主の代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者の方々が子育て支援の政策プロセス等に参画、関与することを目的に子ども・子育て会議を設置しており、また、市町村や都道府県におきましても、地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることと子ども・子育て支援法に規定されていることから、県では、千葉県子ども・子育て会議を設置し、委員を皆様をお願いしているところでございます。

最後になりますが、新制度の実施時期につきまして、国は平成27年4月から施行するという方針のもと取り組むこととしているところでございます。

新制度の趣旨につきましては、以上となります。委員の皆様方にはさまざまな視点から忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がありましたらお願い申し上げます。発言に当たりましては、一応お名前を最初に言っていただきまして御質問、御意見等をいただければと思います。どうでしょうか。これは概括的な説明だということで、よろしいでしょうか。

続きまして、千葉県における幼児期の教育・保育等の現状について、それから子ども・子育て支援新制度について、事務局のほうから御説明をお願い申し上げます。

事務局 それでは、まず、千葉県における学校教育・保育等の現状ということで、資料2ですけれども、こちらのほうをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。県内の状況ということで、御参考までに幾つかデータを提供させていただきました。

まず1つ目ですけれども、県内の保育所定員と待機児童数の推移ということでございます。待機児童につきましては、一番左端の平成17年度、ちょっと赤っぽいところの上のほうに1,259人というのがあると思います。政令、中核、それから一般の市町村を含めた県内の待機児童の数が平成17年度で1,259でございました。それが平成26年度、10年ぐらいたってどうなっているかと申しますと1,173ということで、一番右端の上のほうにあるかと思いますが、実はほぼ横ばいの状況でございます。緑色のような折れ線グラフがあると思うんですけれども、そちらのほうで見ていただきますと、平成17年度に6万8,317の定員で、それに比べて平成26年では8万4,046人の定員となっております、定員がこの10年間で1万5,729人の増となっておりますのでございます。にもかかわらず、待機児童数は横ばいという現状がございます。この間、児童の数は、全国的な傾向としてもそうかと思いますが、県内でも減少傾向ではあるんですが、実は待機児童数は変わっていないという状況がございます。それから2番目ですが、全国と比較した千葉県の待機児童数でございます。これは、実際に児童の数も全国的にはかなり上のほうですので、それに比べて多いかというところではございますが、全国で5番目ということになっております。一番多いのは東京都でございます。

それから、ページをめくっていただきまして3番です。県内の幼稚園定員と実員数でございます。一番上の青い線が私立の定員、その下の赤いものが私立の実員数、下のほうの緑っぽいのが国公立の定員数で、その下にあるのが実員数でございます。県内では、ごらんとおり、私立の幼稚園に通われているお子さんが圧倒的に多いという状況でございます。実際の数といたしましては、若干減少傾向ではございますけれども、ほぼ横ばいという状況でございます。

続きまして、全国と比較した千葉県の幼稚園就園児数でございます。こちらでも就園児数が多い都道府県となっておりますが、子どもの数等と比較しても、特別、特徴のある数字ではありませんが、全国で6番目という状況でございます。

それから、次のページ、5番目です。千葉県内の認定こども園の認定件数の推移でございます。こちらは制度が始まってまだ日は浅いんですけども、現在28団体ということになっております。

続きまして6番、県内の放課後児童クラブ登録児童数と待機児童の推移でございます。やはり政令、中核、それから県所管のその他の市町村を含めまして、待機児童の数というのは若干増えている状況でございます。登録児童数が、これは保育所もそうだったんですが、数としては短期間に増やしてはいるんですけども、それでもやはり待機児童の数というのは増えているという状況でございます。保育所の待機児童数もそれなりの数でございますので、就学後もある意味それに沿ったような形になっているところかなと思います。昨今、放課後児童クラブへのニーズが高まっているという要因もあるかと思えます。

表については以上です。これはあくまで県内の状況ということで、主立った数字を挙げさせていただきました。今後、計画策定に際しまして、皆様にさまざまな点を御審議いただく予定になっておりますので、その都度、審議の中で必要なデータ等がございましたら御要望いただければ用意していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料2については以上でございます。

それから、子ども・子育て支援新制度についてということで、こちらは先ほど冒頭、制度の趣旨ということで伊勢田のほうから説明があったと思いますが、その続きという形で資料1に戻らせていただきたいと思っております。資料1の横書きのほうをごらんいただきます。

2ページの主なポイントの①で、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付が新制度ではできません。それから、小規模保育ですね。これは地域型保育給付が創設されます。地域型保育給付につきましては、都市部における待機児童の解消と併せて、逆に子どもの数が減少傾向にある地域においても大きな役割を果たしていけるのではないかと期待されているというものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。こちらが、いわゆる子ども・子育て支援新制度の中で共通の財政支援のための仕組みのイメージ図でございます。今説明させていただいた施設型給付と地域型保育給付でございます。施設型給付につきましては、現状の認定こども園、幼稚園、保育所がそれぞれ、移行を希望すればなれるということですし、基本的に認可保育所等は施設型給付に移っていくと考えております。

幼保連携型という一番上の四角ですね。これは簡単に申しますと、幼稚園の認可も受けているし、保育所の認可も受けているパターン。それから幼稚園型ですと、幼稚園の認可を受けていて、保育所については認可を受けていないパターン。それから、保育所型というのはその逆で、保育所の認可を受けているパターン。その他、地方裁量型というのは、それぞれの地域によって実情で認可を特に受けていないパターンというのがございます。ちなみに地方裁量型というのは、県内では千葉市で1件あるという状況でございます。

それと、施設型給付の線からはみ出しているところが幼稚園の中にあるかと思えます。これにつきましては、先ほど幼稚園のほうでも移行を希望すればということをお願いしたかと思えますが、現状の私学助成、認可を受けている幼稚園団体で、場合によっては、選択肢として施設型に移行しないということも考えられますので、ある意味、それをイメージ図の中に国のほうで示したというものです。

それから、その下の地域型保育給付でございます。小規模保育とか家庭的保育、少人数でやるもの。あるいは、保育ママと言われるようなものとか、居宅訪問型ですと、イメージとしてはベビーシッターというイメージなんではないでしょうか。それから、事業所内保育ということで、これは現状で言うところ、その企業に勤めていらっしゃる社員の方々の福利厚生でやっているようなところですね。その事業所内保育の中に、地域の保育を要する児童も受け入れていくというようなパターンでございます。イメージ図ですので、あくまで御参考までに説明させていただきました。

それから、ページをめくっていただきまして5ページでございます。今日はあくまで制度の説明となりますが今後御議論いただく中で施設型給付等、支給を受ける子どもの認定区分というのがございまして、認定区分というのは今後、何号認定ということでよく出てきますので、簡単に触れさせていただきます。

1号認定というのが認定区分の一番上のところにあると思うんですが、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもので、想定されるのは一番右端にございますが、幼稚園、認定こども園に通うお子さんということでございます。それから、2号認定とされているのが中段でございます。満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由によって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものということで、これは想定されるのが保育所、認定こども園に通うお子さんということになります。それから、一番下が満3歳未満の小学校就学前の保育を必要とする子どもということで、これを3号認定子どもとっております。この想定ですけれども、保育所、認定こども園、あるいは、ここは小規模保育等も

含むということでございます。これも今後用語として出てきますので、御参考までに紹介させていただきました。

それからもう1回、8ページのほうを開いていただいて、重複になりますので説明は省略させていただきますけれども、小規模保育の利用定員が6人以上19人以下、家庭的保育は5人以下、居宅訪問というのが御自宅に行ってみるようなパターンということです。それから、事業所内保育ということで、この4パターンが市町村長の認可によって今後認可事業となっていくということでございます。そのイメージを表しているのがその下の図でございます。これも後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、次の9ページのほうを開いていただいて、認定こども園法の改正についてということでございます。既存の幼稚園、それから保育所からの移行というのは、基本的には絶対にしなければいけないという義務づけではございません。対象となっているのは、設置主体が国、自治体、学校法人、社会福祉法人となっています。類型の一番上のところで幼保連携型があると思うんですが、現行制度では幼稚園と保育所ということで、それぞれ認可している法律が別々になっていますので、それぞれ別々に指導監督を行う。財政措置もそれぞれ別々に行っていたものが、改正後は、幼保連携型認定こども園ということで、学校と児童福祉施設の性質を備えたものということになります。これは部会のほうでも御議論いただきますが、改正認定こども園法に基づく単一の認可ということになりますので、指導監督は一本化されること、それから財政措置につきましても、先ほど来申し上げておりますが、施設型給付で一本化される制度に変わります。二重行政の解消という言われ方もしますが、こういったものの制度の改正が行われるということが主な趣旨でございます。

それから、20ページをお開きいただけますでしょうか。まず、各市町村が実施主体として市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することになります。そのイメージというのが、この20ページでございます。計画期間は5年間ということ。幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画を実施主体として市町村が作成するというものでございます。

実は4月の終わりには、各市町村のニーズ調査の数字は1回上がっています。ただ、国で実際その数字等を見たところ、カウントの仕方等で若干見直しが必要かということで、現在、各市町村でもその見直しを行っている状況です。矢印がありますが、計画に基づいて整備を進めていくと。薄い黄色のところがあるんですが、子どものための教育・保育給付ということで、認定こども園、幼稚園、あるいは地域型保育、それぞれを活用しながら実施していくということなんですが、これを支援していく県計画というのは、この黄色の部分の部分を総合的に受けるようなものとイメージしていた

できればよろしいかと思えます。

なお、市町村計画につきましても、現状、県の支援計画と同じようなスケジュール感で進んでおりますので、今年度末に国に提出することになっていきます。ということは、その市町村計画については固まっていない。それを支援するための計画を当会議で御議論いただきますが、先ほど申し上げましたけれども、いわゆるニーズ調査の数字も今調査している、また再調査をかけていたり、精査している段階でもございますので、数字が固まってくるのはもう少し先になってしまうかなとは思っています。

次のページをお開きいただきたいと思えます。これはイメージの②ということになっていきます。市町村の子ども・子育て支援事業計画のポイントということで、保育等の量の見込み、それから確保の内容・実施時期などを定めていくんですよということになっていきます。

量の見込みといたしましては、現在の利用状況プラス利用希望、ニーズ調査を行っていますので、そういうものを踏まえて記載するとされています。住民の利用希望を把握することが前提と法で定められているところでございます。

それから、確保の内容・実施時期でございますけれども、量の見込みとの差が実際にある場合、把握をすることによって、施設・地域型保育事業の整備の必要性が見えてきて、それに従って整備を進めていくということになるかと思えます。

それから、県が行う区域の設定ということになりますが、それぞれの市町村単位でまずはその区域の設定がされるのかというところでございます。実は区域の設定というのは、22ページのほうに都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージというのがあると思うんですが、そこにも区域設定とあると思えます。21ページのほうは市町村での区域設定です。県の計画で求められている区域設定というのは、さらにそれを集めた、22ページのほうを見ていただきますと、例えばA市とB市を1つの区域に定める。あるいは、区域②としてC町、D町を1つの区域と定めるということが例として挙げられています。県は広域調整的な意味合いがございまして、量の見込みとか確保の内容とか実施時期を総合的に行っていく上での区域の設定等、広域調整等の必要性がある場合の区域設定について検討していただく必要があるということです。場合によっては、計画の中で区域設定を御議論いただくということになると思えます。ただし、県計画は市町村計画を総合的に取りまとめたものという形になりますので、皆さんに御議論いただく際には、区域設定についても含めて市町村からの意見も十分聞き取りながら皆さんに御審議いただきたいなと思っております。

23ページのほうをお開きいただけますでしょうか。今説明させていただいた内容が書いてありますが、中段ぐらいの点線で囲んだものがあると思

います。需要というのは、いわゆる量をどのぐらいに見込むかなんですが、量の見込みが実際に供給されている確保の状況に対して、要は需要が上回ってれば、原則認可、認定をしていくということになります。逆に需要よりも供給が上回るという状況で認可申請等を受けるというケースが考えられますが、その認可、認定等をこの場合は行わないことができるかとされています。これがいわゆる需給調整というものでございます。

イメージ図は下のとおりでございます。地域の事情がございまして、行わないことができるというのは、必ずしも供給が上回っているから、それで認可を行わないということではないという趣旨でございます。

次の24ページ、自治体計画と認可・認定の関係でございます。既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行する場合とされています。これも、需要プラス都道府県計画で定める数が供給を上回っている場合というのは原則認可、認定をしていくということでございます。米印がその下に書いてありますが、都道府県計画で、県計画で定める数につきましては、幼稚園、保育所から認定こども園への移行を促進するために、現在の施設の利用状況、それから認定こども園への移行に関する意向を踏まえて設定するということでございます。現在、幼稚園・保育所等への意向確認の調査というのを進めておりますので、第2回の会議のときには、そのデータ等もお示しできるかと思いますが、それは今後の御審議にお役立ていただければということでございます。移行を希望する幼稚園、保育所があれば、認可、認定基準を満たす限り、認可、認定が行われるよう設定することは基本となっております。

私からは以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、引き続きお願いしたいと思います。どうぞ。

西牟田委員 県医師会の西牟田でございます。最初、資料2の説明がありました待機児童の件ですけれども、これは県全体で示されてされてるんですけれども、現状としては市町村によって非常に待機児童が多い、あるいは、逆にもうすでに待機児童がない、そういう実態が多分あると思います。

それから、実際に待機児童が多いという市等におきましても、例えば市全体の中で利用の問題があつて、その中でも空いていて、まだ使える、利用ができるんだと。常にいつも満杯、そういった状況があるかどうか等をお聞きしたいこと。

それから、もし前者のように、今、子どもの数がかなり減っておりますから、すでにそういった体制が現状でも十分に機能できている所があるとすれば、例えばその部分はどのように行っているかということをお伺いしたい。

もう1つは、待機児童が多い背景として、保育に携わる方の人的な数が不足している。今後、やはりこういったことを行っていく上において、そういった保育士等の数が問題になってくるか見通しについてご質問させていただきます。

議長 ありがとうございます。

では、事務局のほうからお願い申し上げます。

事務局 2点目は人材の話だったんですが、1点目は待機児童の状況ということになるかと思えます。実は、これは26年の4月1日現在というのが最新の数字になりますけれども、待機児童のいる団体とない団体、県内全体で54市町村あるわけですが、待機児童ゼロの団体というのが33団体ございます。それ以外の団体が待機児童のいる団体ということになります。委員御指摘の待機児童の多い団体ということになりますと、中核市である船橋市が多いです。それから、市川市。やはり人口の多い都市部の団体が数としては多いです。それ以外のところで言うと、大体2桁ではあるんですけども、50人からのところもありますし、本当に1人というところも中にはございます。御指摘のとおり、かなり濃淡もあるような状況でございます。

そういう中で、それぞれの需給計画ということになりますので、先ほど来申し上げました区域の設定も含めて、あとは実際に計画の中でどういう選択をしていって対処していくのかというのは、地域事情によって、かなり変わってくると思えます。ニーズ調査の状況が現時点でまだはっきりはしていないのですが、それは市町村から上がってくるのを待つことになると思いますが、区域設定も含めて、またこちらの会議のほうでも御審議いただくような形になるかなと思っております。

それから、人材の話ですけれども、実は人材については、いわゆる潜在保育士と言われている、保育士の免許を持っているけれども、勤めていらっしゃらない方等の人材の有効活用をしようということで、県では保育士・保育所支援センターというのを昨年度途中から設置しまして、現場に復帰するための研修を手がけたり、あるいは就職先の希望とか、逆に、保育士さんが欲しいという園の希望とマッチングするような事業を開始しております。実際、都市部でどのぐらい足りてないかというのは、数字として出すのは非常に困難なところではあるんですけども、一般的には4月に開園するところが多うございますので、そこである程度定員等も見た上で開園するんですけども、都市部で4月の段階で保育士さんが不足しているというのは、実際の声としてはないところではあります。ただ、保育士さんを雇うのに苦慮されているというようなケースはあるかと思えます。

実際、保育士さんも途中でやめられるケースもあるでしょうし、あるい

は、途中で保育を希望される方があらわれたりした場合に定員を増やしたりしていかなければいけない。基準の範囲内で認められる定員増を行ったときに当然必要な保育士の確保をしなければいけないということがございますので、そういう途中で保育士さんを確保することに苦慮しているというケースは聞いたりすることはございます。

主立ったところでは以上でございます。

議長 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

僭越ながら、会長である私のほうから1つ御質問申し上げたいんですが、資料2の1ページの表を見ますと、御努力により、定員数を徐々に上げていらっしゃる。しかし、待機児童数の人数について上下がある。平成20年度ではかなり少なくなっただけでも、また23年度に多くなっている。この関係がちょっとよくわからないんですが、定員数が増えても、要するに保護者のほうで徐々に働き、労働ということで希望が多くなるということなんでしょうか。経済的要因も余り考えられないと思うんですが、この辺はどういうふうに把握されていますか。

事務局 正直なところ、分析はできておりません。委員御指摘のとおり、子どもがむしろ減少傾向にある中、定員を増やしても待機児童が横ばいだというのは、恐らく潜在的なニーズというのがあって、保育所を設置することによって、近くに保育所があれば、できれば預けて働きたいというような保護者の方がいらっしゃるというケースで、つくることが掘り起こしにつながっているということも言われてはおります。ワーク・ライフ・バランスの変化というか、女性が働くことに対しての考え方が若干変わってきているということもあるかと思うんですが、ただ、ここへ出てくるデータというのはまだ10年ぐらいのもので、そんなに大きくそれが影響していることもないかなと思います。申し訳ございませんが、分析はできていないという状況でございます。

議長 それから、今のお話で、例えば千葉市は待機児童が一時ゼロ。あるいは、横浜市でしたっけ。ゼロという宣言をされたところ、直ちにそちらのほうに転入されて人数が多くなって、また待機児童がふえたというような事情があるみたいなんですが、今おっしゃったように、保育所施設をつくるということが逆に言うと住民の皆様方の勤労意欲、そういった問題と関係があるということよろしいんでしょうか。

事務局 分析ができていないので明言はできないんですけれども、委員御指摘のように、横浜市でも、そういう現象が起きているということで、横浜市に行くとか待機児童ゼロだから預けることができる。裏を返せば、保育環境が非常にいいということで評価されて転入されているんだと思うんですけれども、そういったことと同じような動きがあるのかもしれないです。

議長 そのほか御自由に。ございませんでしょうか。

滝本委員 今、市町村のほうでニーズ調査をされていると思うんですけども、ニーズ調査というのは一律のフォーマットでやられているんでしょうか。要は市町村ごとにばらばらなデータどりをしているとする、県のほうでまとめたときに必要なデータがそろわない、再調査という可能性もあるのかなのかということが伺いたかったのと、今のお話の重複になるかもしれないんですけども、ある程度の保育所を整備していても、例えばエリアの中で大型マンションができて、こここのところの住人がふえて急にニーズがふえるということも想定としてはあり得るんですね。そうすると、今あるニーズ調査だけでは足りない部分が当然出てきて、特に都市部になると、大きなマンションの建設計画なんかを見ると多少の想定はできるのかもしれない。そういうところも織り込んでいくのかどうなのか。その辺、これから詰めていく話だと思いますが、考え方があれば。

事務局 まず、ニーズ調査でございますが、基本的には国のほうが示したものがあって、調査内容としては、それに従って一律にしております。ただ、抽出調査なのか全戸調査なのかというのは市町村の選択に任されています。千葉県の場合は基本的に抽出調査をしていますので、全ての世帯に調査をかけているわけではないということがございます。恐らく団体で人口の多い少ないというのは全国で相当程度差があると思いますので、必ずしも全戸調査を義務づけているものではないというものであります。

それから2点目ですが、大型マンション等ができた場合、一気にニーズが高まるというようなお話でしたけれども、確かに、先ほど需要と供給の計画に対してのバランスの話を私が説明させていただいたと思うんですが、そういう意味では、急激にそれが変わると。もともとは足りていたのに急に足りなくなるという状況がマンションの建設等で起こることはあり得ると思います。認可できないことができるというか、必ずしも認可しないものではないというのは、そういう意味合いも1つあるということと、この計画は5年計画で皆さんに御審議いただいて年度末までに策定するというスケジュールなんですけれども、実際はつくった後も見直しを中間にかけていくことになります。ですので、社会経済情勢もそうですけれども、地域ごとの大きな変化があれば、そこも皆さんに御審議いただいた上で計画の変更等も随時していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

滝本委員 保育所をつくるだけではなくて、そこで働く保育士さんたちの数の話も出ましたけれども、やはり子どもたちをきちんと育てていくための条件整備として、保育士さんたちの労働条件ですとか、処遇ですとか、そういったところをきちんと確保していく必要性があるんだと思ってい

て、今、そこも保育士さんたちが足りない課題の一部になっているように思うんです。今回、計画の中に具体的な条件整備みたいなものを示せるのかどうかわかりません。そういった視点での論議って、この中で何かしていくんでしょうか。

事務局 最終的に計画の中にそれそのものを入れるかどうかというのは、また皆さんの審議の結果だと思います。保育士の確保、いわゆる質と量、両方を確保していかなければいけないというところがございますので、そういったところも含めて御審議はいただくと考えております。

滝本委員 そういった視点からもお願いしたいと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。どうぞ。

小川委員 先ほどの滝本委員の話ですが、各市町村へ調査していくというのは、国から必須項目というのがあって、必須項目については、日本中の全ての市町村がそれを聞かなきゃいけない。それ以外については各自、かなり違った質問をしたなど。それと抽出についても、千葉県内の市町村で相当抽出の仕方は違って、ある特定の学年だけとか、あとは一般的に抽出するやり方とかいうことで、その抽出についても結構違ったやり方で、おっしゃるように、それを集めたからって何のデータになるかというのはちょっと疑問です。

滝本委員 前提になるデータがしっかりしてないと、なかなか……。

小川委員 質問について、国から示された必ず聞かなきゃいけない項目があるので、それについては聞かなきゃいけない。ただ、抽出についてもちょっと課題があつてるようです。

議長 それでは、2、3の議題はこれで終了いたしまして、続きまして、4の千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の構成（素案）について、それから県計画策定スケジュールについて、事務局のほうから一括して御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは私のほうから、まず、千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の構成（案）につきまして、お手元の資料、冊子になっておりますけれども、3-1及び横長の3-2によりまして御説明をさせていただきます。

まず、資料3-1でございますが、こちらが今後皆様から御意見を頂戴いたします県計画の構成の素案となります。ただ、こちらはあくまでも計画の骨格でございますので、本日は、計画の大まかなイメージをお伝えできればと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

この県計画につきましては、子ども・子育て支援法によりまして、国が定めた基本指針に沿って作成することとされております。国の基本指針におきましては、必ず計画に記載すべき基本的記載事項と任意記載事項が定

められております。

資料3-1の表紙にございます目次のうち、下に実線の引いてあります項目が基本的記載事項、点線になっておりますのが任意記載事項でございます。計画素案の大まかな構成につきましては、目次を使って御説明をさせていただきますが、計画本体は2章立てという形にしてございます。

第1章は「教育・保育の推進等」、第2章が「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援」としてございます。大まかなくくりといたしましては、第1章は3つに分けることができまして、先ほども御説明させていただきましたけれども、第1節から3節までが幼児教育・保育の需要と供給に関する部分、第4節から第5節が幼児教育・保育に必要な人材の確保等に関する部分、第6節が働き方の見直しに関する部分になってございます。この県の計画につきましては、幼児教育・保育の需給計画、需要と供給のための計画という性格を持ちますことから、本日は計画の核ともなります第1章の第1から3節を中心にお話をさせていただければと考えております。

続いて第2章でございしますが、こちらは県で現在策定中の社会的養護に関する計画などと整合を図りながら記載していくこととなりますけれども、例えば児童虐待防止策、社会的養護体制、母子家庭等の自立支援、障害児施策などについて記載をさせていただくことで考えてございます。

それでは、続きまして計画素案の内容について、その概略を御説明させていただきます。資料3-1の1ページをお開きください。1ページ目から2ページ目については計画策定の趣旨、計画期間等について記載をさせていただく予定でございします。このうち2の計画期間でございしますが、この計画は子ども・子育て支援法によりまして、5年を1期として定めることが義務づけられた法定計画でございしますので、今回の計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間である旨、記載することとなります。

また2ページ、先ほど御質問がございましたけれども、計画の見直しについても記載させていただくことを考えてございます。計画の策定後、計画の内容について見直しが必要になった場合には、計画の中間年である平成29年度を目安といたしまして、計画を見直す旨、何らかの形で記載をさせていただく方向で考えてございます。

なお、2ページの下段に記載してございしますけれども、この素案におきましては、法というのは子ども・子育て支援法、国の指針というのは先ほど申し上げました国の定める基本指針を指しています。

続きまして、3ページをごらんください。こちらからが「第1章 教育・保育の推進等」に関する部分でございします。

まず、「第1節 県区域の設定」でございしますが、こちらは本文枠囲みでございますとおおり、「県は、『教育・保育の量の見込み【需要】』と『実施し

ようとする教育・保育の確保の内容とその時期【供給】』を定める単位となる区域を定める」とございます。これはどういうことかと申しますと、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、現在、市町村では県計画と同時並行的に市町村の計画を策定中でございます。その市町村計画におきましては、潜在的な部分も含めた幼児教育や保育についての需要調査を今しております、あわせて需要に対応した供給計画を御検討されているところです。県の計画では、基本的にはこれら市町村計画の中身を積み上げた上で、県内を複数の区域に分割をいたしまして、その区域単位、この計画では県設定区域と呼んでおりますけれども、その区域単位で需要に対する供給を図っていく計画を策定することになります。この区域の設定につきましては、一例としましては市町村単位、あるいは県内をブロック分けするなど、幾つかの考え方がございますけれども、こちらの具体的な県設定区域の定め方につきましては、次回以降の子ども・子育て会議において御議論いただければと考えております。

続きまして、「第2節 教育・保育の量の見込みと、提供体制の内容・実施時期」でございます。第2節は文章が書いてございますけれども、かなりわかりにくいことになっておりますので、第2節につきましては、横長の資料3-2によりまして御説明をさせていただければと考えます。

「第1章第2節-3 県設定区域別【需要】【供給】一覧表 説明資料」とございますけれども、こちらは第2節の3に記載予定の県設定区域別の幼児教育・保育の需要と供給の一覧表について、わかりやすく御説明するために、より細かく表記をしたイメージ図でございます。実際の一覧表におきましては、区分をもっとまとめた形で表現させていただく予定でございます。

また、国の指針におきましては、保育ニーズのピークである平成29年度までに待機児童を解消するよう計画を策定することとされておりますので、このイメージ図もそのように作成してございます。

表の上から2行目「量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）」とございますが、これが幼児教育・保育に関する潜在的な部分も含めた量の部分、需要を記載した部分になります。

その下、「確保の内容」についてがその需要に対する供給の部分でありまして、御説明のため、かなり内訳を細かく記載してございますけれども、供給側といたしましては、認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業を初めとする地域型の保育事業、また当面の間ですけれども、地方自治体が運営費等を助成する認可外保育施設を含めることができるとされております。

そして一番下の行、3の2-1が「今後確保すべき数」、その時点、その年度で供給が不足している数であります。こういった一覧表をイメージ

していただければと思います。

これらの需要と供給につきまして、計画期間である5年間、毎年度、子どもの認定区分ごとに記載をしていくこととなります。認定区分については、先ほど御説明させていただきましたとおりでございます。1号がおおむね幼稚園児、2号が3から5歳の保育園児、3号が1から2歳までの保育園児ということでイメージをしていただければよろしいかと思います。

この表の見方でございますけれども、「1 量の見込み」におきまして、1号子ども、2号子どもで300、3号子どもの各年齢で100ずつ需要があるものと仮に見込んでおります。それに対しまして、「2 確保の内容」でございますけれども、計画初年度の平成27年度において、一番下の小計の欄を見ていただきますと、供給が仮に265あったとした場合、3の「今後確保すべき数」というのはそれぞれ100と35になる。つまり今後、100または35の供給が求められているという状況を示しております。

この供給不足に対応するため、この表は平成28年度に幼保連携型認定こども園を整備するという形で作ってございまして、平成28年度の「2 確保の内容」の1行目、「認定こども園（幼保連携型）」の数字をごらんいただきますと、斜体文字に下線を引いてございまして、平成27年度と比較して1号子どもと2号子どもの数が50ふえ、3号子どもがそれぞれ15ふえているのがおわかりかと思います。この増加分が、例示ですけれども、幼保連携型認定こども園を整備したことによる利用定員の増加分。その結果、28年度の3の行を見ていただきますと、今後確保すべき数がそれぞれ50と20に減少しております。平成29年度にも、同様に認定こども園と保育所を整備するという計画を策定し、最終的に目標である平成29年度末までに需給がバランスする計画というイメージ図となっております。

ただ、「1 量の見込み」の数につきましては、あくまでも見込みの数でございます。ですので、仮に実際にそれぞれ1号、2号、3号子どもの認定者の数が計画における見込み者数と大きく異なるような場合は、先ほど計画の見直しの部分でも申し上げましたとおり、事業の実施主体である市町村の計画の見直し状況等も踏まえまして計画の見直しをしていくということが考えられます。

第2節については以上でございます。

それでは、続きまして、「第3節 県の認可及び認定に関する需給調整の考え方」について御説明をいたします。資料3-1におきましては5ページでございますが、こちらにつきましても、あわせて資料3-2をごらんいただければと思います。

第3節に関しては、平成27年度以降、県が認定こども園の認可または認定、保育所の認可を行う場合の需給調整について、例えば供給過剰が、仮に起こってしまった場合、どうするかというような考え方を記載してござ

います。基本的な考え方といたしましては、県では資料3-2の、先ほど申し上げました3の行が0になるまでの間、つまり供給が足りない間は基本的に認定こども園や保育所の認可、認定を行うという方向で考えてございます。

一方、3の行が0以上、つまり需要が既に充足されている場合には認定こども園法や児童福祉法によりまして、県は認定こども園や保育所の認可、認定をしないことができるとされております。しかし、もちろん、この場合も、実際に1号、2号、3号子どもに認定された方の数が県の計画数を上回っている場合などについては、基本的に認可、認定をする方向で検討することになるものと考えています。

以上が需給調整の基本的な考え方でございますが、この計画素案では例外を2点想定させていただいております。例外の1点目が、本計画に含まれない施設の認可、認定についてでございます。この計画は5年計画であることもありまして、計画当初には予定されていなかった事業者等から認定こども園などの認可、認定の申請があるということも十分想定されます。例えば資料3-2の例で申し上げますと、この計画は平成29年度末に需給がバランスするような施設整備計画が既にあるにもかかわらず、仮に平成28年に、例えばですけれども、保育所型の認定こども園を新たに作りたいというようなお話があった場合でございます。このようなお話につきまして、どう取り扱うかということは考え方を定めておく必要がありますけれども、この点につきましても、次回以降の会議において御検討いただければと考えております。

それでは、資料3-1、6ページ下段に戻りまして、例外の2点目でございますが、こちらは既存の幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合についてでございます。国の指針におきましては、資料3-1の6ページの枠囲みでございますとおり、既設の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合、認定こども園への移行を促進するため、各区分の量の見込みが充足されている場合であっても、県計画で定める数に達するまでは認可、認定を行うこととされております。

これも資料3-2の例で申し上げますと、この計画では、平成29年度末に需給がバランスしますので、例えば平成30年度に幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとした場合、単純に需給面だけ見てしまいますと供給過剰が生じてしまいますので、幼保連携型認定こども園への移行の認可がされないという可能性が生じてしまいます。そういった場合でも、既設の幼稚園や保育所から認定こども園へ移行したいという御希望があった場合に認定こども園への移行を阻害しないようにするために、国の指針では、県の計画において、市町村が調査した利用量に対して一定の数を上乘せすることとされております。現計画に上乘せする数につきましては、先

ほどもお話をさせていただきましたとおり、現在、幼稚園や保育所に対して、認定こども園へ移行を希望されるかどうかについて調査を行っているところでございますので、今後、この調査結果等を踏まえまして、どのように上乗せ数を設定すべきか御検討いただければと考えております。

続きまして資料3-1、7ページの特定教育・保育施設に該当しない幼稚園についてでございますけれども、こちらは県設定区域内に新制度に移行せず、現状の私学助成を受ける幼稚園さんがあった場合、その定員を確保の内容に加えるということをも明記したものでございます。

以上が第1章第1節から第3節、幼児教育・保育の需給計画の部分でございます。

続きまして、資料3-1、7ページ下段以降が第4節になります。第4節におきましては、認定こども園の普及に関する県の基本的な考え方や幼児教育・保育の役割提供の必要性に係る基本的な考え方を記載しております。認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策などについて記載することを予定しております。

続きまして、8ページの第5節では、教育・保育者等の確保及び資質の向上について記載をさせていただく予定でございます。質の高い幼児教育や保育を行うためには人材の確保やその資質の向上が不可欠であることから、第5節におきましては、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの人材の確保や研修などについて記載をしております。

第6節におきましては、ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しについて記載をさせていただく予定でございます。

最後に、「第2章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援」についてでございます。こちらは児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の推進などにつきまして、県が現在、別途策定作業を進めております各種の計画と整合を図りながら本計画にも記載してまいりたいと考えております。

本日は取り急ぎ計画案の構成について御説明をさせていただきましたけれども、個別の内容については、次回以降の会議におきまして再度御説明させていただければと考えております。

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の構成（案）の内容につきましては、以上でございます。

引き続きまして、最後になりますけれども、県計画スケジュールについて簡単にご説明させていただきます。資料4をごらんください。

こちらが県計画の策定スケジュールでございますけれども、こちらの計画は平成26年度末までに策定し、国に提出するとされております。そのため今年度は、本日も含めまして5回程度会議を開催させていただければと考えております。会議の開催スケジュールは、2番の子ども・子育て会議の

開催予定に記載しております。第1回目が本日7月9日、第2回目が9月1日、3回目が10月の中旬、4回目が11月の中旬ごろ、5回目が平成27年1月下旬から2月ということで考えてございます。

この県の計画につきましては、市町村の計画の策定状況を受けて策定するということから、今申し上げたスケジュールについては、市町村の計画策定の状況に応じて変わってくるという可能性がございます。そういったことも含めまして、今後とも市町村と緊密に連携を図りながら計画の策定を進めていきますとともに、県の計画に対する市町村の御意見を伺って、よりよい計画にしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願い申し上げます。

武富委員 武富です。今の御説明にも策定スケジュールのところでありましたけれども、策定の過程で市町村の意見は聞いていくという話でございましたが、それは必ずやっていただきたいと思います。市町村の意見について、どのように対応したかとか、そういったようなことも取りまとめてこの会議に報告していただきたいと思いますので、その点をお願いいたします。よろしくをお願いします。

議長 市町村の計画等の整合性、バランスということでございますね。それは委員のほうから御指摘があったということでもよろしいでしょうね。

事務局 はい。

議長 そのほか、ございますでしょうか。どうぞ。

西牟田委員 県医師会、西牟田です。第2章の「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援」等については大変ワイドな特に障害児施策ということに関して取り込んで頂けるということは素晴らしいことだと思います。

1つは、病気の子どもに対する対策というのは、例えば病後児の対応とか、今問題になってはいますが、食物アレルギー対策とかそういった特別な対応というのを今少しこの中に入れていただければなと思います。

議長 御指摘を踏まえて御検討されたいと思います。よろしく申し上げます。

そのほか、ございますでしょうか。

では、私のほうから若干御質問申し上げますけれども、資料3-2にあるとおり、今後の計画ですが、これは一応、需要見込みが変動しないという前提で作成されたものということでもよろしいですか。

次に、県の方針としては、幼保連携型認定こども園というのをふやしていき、あとは保育所の定員の拡大及び増設ということで対処してといきたいというのが基本的な考え方であるということでもよろしいでしょうか。

事務局 新制度の趣旨として、そういうことになっておりますので、方向性としては、そのような考え方となるます。資料3-2については例示ですけれども。

議長 そのほか、ございますでしょうか。多くは次回会議以降、細かいところで各委員から御指摘をいただくということになりますので、概括的な部分で何か御意見等がございましたら各委員から承りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それでは、若干時間が早いようですが、これで第1回会議を終了したいと思いますが、今までの会議の中で、特に趣旨を限定することなく、御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、本日の会議は以上とさせていただきます。先ほど御案内がありましたように、次回の会議については9月1日16時より開催するということでございます。場所等の子細につきましては、後日、事務局より御連絡願います。この資料の県計画策定スケジュールを見ますと、かなりタイトなスケジュールになっているとは思いますが、事務局のほうは頑張っ
てよろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、次に署名する。

平成26年9月 日

会議録署名人署名

氏名 _____

氏名 _____